

令和 4 年 第 3 回

さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 3 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号））	市 長	P 4
2	さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	"	P 20
3	さくら市職員の降給に関する条例の一部改正について	"	P 24
4	令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 5 号）	"	P 25
5	令和 4 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	"	P 51
6	令和 4 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	"	P 69
7	令和 3 年度さくら市一般会計決算の認定について	"	P 71
8	令和 3 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	"	P 72
9	令和 3 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	"	P 73
10	令和 3 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	"	P 74
11	令和 3 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	"	P 75
12	令和 3 年度さくら市水道事業会計決算の認定について	"	P 76
13	令和 3 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	"	P 77
報告 1	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	"	P 78
報告 2	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	"	P 79
報告 3	令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	"	P 80

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 6 号 令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 6 号 専決処分書

令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 199 億 5,181 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 7 月 6 日

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
20 繰	越	金	
		1 繰	越 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
400,000	131,000	531,000
400,000	131,000	531,000
19,820,819	131,000	19,951,819

歲 出

款	項
5 農 林 水 產 業 費	1 農 業 費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
689,641	131,000	820,641
658,364	131,000	789,364
19,820,819	131,000	19,951,819

令和4年度さくら市一般会計補正予算
(第4号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

	補正前の額
20 繰越金	400,000
歳入合計	19,820,819

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
131,000	531,000	
131,000	19,951,819	

歳出

款					補正前の額	補正額		
5	農	林	水	産	業	費	689,641	131,000
		歳	出	合	計		19,820,819	131,000

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			一般財源	備考
	特定財源				
	国県支出金	地方債	その他		
820,641				131,000	
19,951,819				131,000	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	400,000	131,000	531,000
	1	繰越金	400,000	131,000	531,000
		1 繰越金	400,000	131,000	531,000

20 繰越金
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 繰越金	131,000	前年度繰越金	131,000

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5	農林水産業費	689,641	131,000	820,641				131,000
	1 農業費	658,364	131,000	789,364				131,000
	7 農業構造改善費	133,561	131,000	264,561				131,000

5 農林水産業費
 (単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	131,000	○総合交流ターミナル施設維持管理事業 工事請負費
		131,000 131,000

議案第2号

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び
さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月1日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び
さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

(さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)
第1条 さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17
年さくら市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1の15の項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
第2条 さくら市職員の育児休業等に関する条例(平成17年さくら市条例
第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職
員であって、次のいずれかに該当するもの」に、同号ア(ア)中「第2
条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休

業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改め、同号ウを削る。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情があ

る場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条第2号を同条第3号とし、

同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期」を「任期を、」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「伴い、当該任期」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前のさくら市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号の計画を提出した職員に対する同条(同号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 3 号

さくら市職員の降給に関する条例の一部改正について

さくら市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆志

さくら市条例第 号

さくら市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

さくら市職員の降給に関する条例（平成 28 年さくら市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ア中「以下この号において同じ。）の実施権者による確認が行われた全体評語（人事評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。）が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）を「以下同じ。）の全体評語（実施権者による確認が行われた任命権者が定める全体評語をいう。以下同じ。）が「不十分」（全体評語のうち最下位の段階のものをいう。以下同じ。）の段階である場合」に改める。

第 4 条中「定期評価」を「人事評価」に、「最下位」を「不十分」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 6,146 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 202 億 1,328 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
	1 国 庫 負 担 金		
	2 国 庫 補 助 金		
16 県 支 出 金			
	1 県 負 担 金		
	2 県 補 助 金		
19 繰 入 金			
	1 特 別 会 計 繰 入 金		
20 繰 越 金			
	1 繰 越 金		
21 諸 収 入			
	4 雑 入		
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,978,412	162,793	3,141,205
2,311,972	887	2,312,859
655,456	161,906	817,362
1,449,020	6,411	1,455,431
900,677	443	901,120
425,036	5,968	431,004
1,097,756	28,013	1,125,769
2	28,013	28,015
531,000	59,204	590,204
531,000	59,204	590,204
1,632,781	5,043	1,637,824
130,655	5,043	135,698
19,951,819	261,464	20,213,283

歳 出

款		項	
2 総 務 費		1 総 務 管 理 費	
		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	
3 民 生 費		1 社 会 福 祉 費	
		2 児 童 福 祉 費	
		3 生 活 保 護 費	
4 衛 生 費		1 保 健 衛 生 費	
5 農 林 水 産 業 費		1 農 業 費	
6 商 工 費		1 商 工 費	
9 教 育 費		1 教 育 総 務 費	
		5 社 会 教 育 費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,117,174	2,683	2,119,857
1,620,738	1,500	1,622,238
172,569	1,183	173,752
6,713,868	56,829	6,770,697
2,910,382	2,555	2,912,937
3,327,638	50,365	3,378,003
475,698	3,909	479,607
1,375,711	9,166	1,384,877
770,827	9,166	779,993
820,641	52,318	872,959
789,364	52,318	841,682
1,937,847	137,883	2,075,730
1,937,847	137,883	2,075,730
2,174,307	2,585	2,176,892
572,915	2,112	575,027
426,418	473	426,891
19,951,819	261,464	20,213,283

第 2 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
保健計画作成事業	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	3,741
学校給食管理事業 (4 小学校調理業務委託)	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	179,036
学校給食管理事業 (氏家中学校調理業務委託)	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	79,530

令和4年度さくら市一般会計補正予算
(第5号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
15 国	庫支出金	2,978,412
16 県	支出金	1,449,020
19 繰	入金	1,097,756
20 繰	越金	531,000
21 諸	収入	1,632,781
歳入合計		19,951,819

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
162,793	3,141,205	
6,411	1,455,431	
28,013	1,125,769	
59,204	590,204	
5,043	1,637,824	
261,464	20,213,283	

歳出

款			補正前の額	補正額
2	総	務費	2,117,174	2,683
3	民	生費	6,713,868	56,829
4	衛	生費	1,375,711	9,166
5	農	林水産業費	820,641	52,318
6	商	工費	1,937,847	137,883
9	教	育費	2,174,307	2,585
歳出合計			19,951,819	261,464

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,119,857	1,502			1,181	
6,770,697	8,516		△957	49,270	
1,384,877	3,342			5,824	
872,959	47,978			4,340	
2,075,730	104,581		6,000	27,302	
2,176,892	1,955			630	
20,213,283	167,874		5,043	88,547	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	2,978,412	162,793	3,141,205
	1 国庫負担金	2,311,972	887	2,312,859
	1 民生費国庫負担金	2,166,536	887	2,167,423
	2 国庫補助金	655,456	161,906	817,362
	1 総務費国庫補助金	187,453	158,592	346,045
	2 民生費国庫補助金	184,935	2,748	187,683
	3 衛生費国庫補助金	74,820	566	75,386

16	県支出金	1,449,020	6,411	1,455,431
	1 県負担金	900,677	443	901,120
	1 民生費県負担金	879,434	443	879,877
	2 県補助金	425,036	5,968	431,004
	1 総務費県補助金	3,330	750	4,080
	2 民生費県補助金	204,422	5,218	209,640

19	繰入金	1,097,756	28,013	1,125,769
	1 特別会計繰入金	2	28,013	28,015
	1 介護保険特別会計繰入金	1	28,013	28,014

20	繰越金	531,000	59,204	590,204
	1 繰越金	531,000	59,204	590,204
	1 繰越金	531,000	59,204	590,204

21	諸収入	1,632,781	5,043	1,637,824
----	-----	-----------	-------	-----------

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
5 介護保険費負担金	887	低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	887
1 総務費補助金	158,592	個人番号カード交付事務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	752 157,840
2 児童福祉費補助金	306	子ども・子育て支援交付金国庫分（1/3、2/3） 保育対策総合支援事業（1/2）	106 200
3 生活保護費補助金	2,442	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	2,442
1 保健衛生費補助金	566	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金（10/10）	566

6 介護保険費負担金	443	低所得者保険料軽減負担金（過年度分）	443
1 総務管理費補助金	750	地域少子化対策重点推進交付金	750
2 児童福祉費補助金	3,751	子ども・子育て支援交付金県費分（1/3、1/6） 私立幼稚園等給食費保護者負担軽減事業費（10/10）	106 3,645
4 生活保護費補助金	1,467	物価高騰対策生活困窮者自立支援金支給事業補助金	1,467

1 介護保険特別会計繰入金	28,013	介護保険特別会計繰入金	28,013

1 繰越金	59,204	前年度繰越金	59,204

--	--	--	--

款		項	目	補正前の額	補正額	計
	4	雑入		130,655	5,043	135,698
		2 雑入		130,650	5,043	135,693

節		説明
区分	金額	
2 民生費雑入	△957	後期高齢者広域連合受託金 △957
5 商工費雑入	6,000	地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出返還金 6,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	2,117,174	2,683	2,119,857	1,502			1,181
1	総務管理費	1,620,738	1,500	1,622,238	750			750
	13 地方創生推進費	52,426	1,500	53,926	750			750
3	戸籍住民基本台帳費	172,569	1,183	173,752	752			431
	1 戸籍住民基本台帳費	172,569	1,183	173,752	752			431

3	民生費	6,713,868	56,829	6,770,697	8,516		△957	49,270	
	1	社会福祉費	2,910,382	2,555	2,912,937			△957	3,512
		1 社会福祉総務費	693,270	1,725	694,995			△1,023	2,748
	4 国民年金費	22,701	0	22,701			△5,734	5,734	
	5 老人福祉費	149,182	0	149,182			5,800	△5,800	
	6 介護保険費	562,975	830	563,805				830	
	2	児童福祉費	3,327,638	50,365	3,378,003	4,607			45,758
		1 児童福祉総務費	1,528,799	6,604	1,535,403	4,607			1,997

2 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	1,500	○結婚支援事業補助金 1,500 1,500
1 報酬	914	○戸籍事務 431
3 職員手当等	222	その他非常勤職員報酬 271
		期末手当 121
		非常勤職員費用弁償 39
8 旅費	47	○喜連川市民生活室庶務事務 752
		その他非常勤職員報酬 643
		期末手当 101
		非常勤職員費用弁償 8

1 報酬	2,327	○福祉事務費 847
3 職員手当等	402	その他非常勤職員報酬 670
		期末手当 134
		非常勤職員費用弁償 43
7 報償費	△543	○見守り福祉ネットワーク推進事業 1,901
8 旅費	124	その他非常勤職員報酬 1,564
		期末手当 268
		非常勤職員費用弁償 69
10 需用費	△485	○高齢者保健介護一体的実施事業 △1,023
17 備品購入費	△100	その他非常勤職員報酬 93
		報償金 △543
		非常勤職員費用弁償 12
		消耗品費 △485
		庁用器具費 △100
		(財源更正)
		(財源更正)
27 繰出金	830	○介護保険特別会計繰出金 830
		他会計繰出金 830
1 報酬	1,340	○子ども政策課庶務事務 1,646
3 職員手当等	268	その他非常勤職員報酬 1,340
		期末手当 268

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 子育て世帯への臨時特別給付金事業費	0	17,184	17,184				17,184
8 低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業費	46,688	26,577	73,265				26,577
3 生活保護費	475,698	3,909	479,607	3,909			
1 生活保護総務費	25,698	3,909	29,607	3,909			

4	衛生費	1,375,711	9,166	1,384,877	3,342			5,824
	1 保健衛生費	770,827	9,166	779,993	3,342			5,824
	1 保健衛生総務費	232,079	6,600	238,679	2,776			3,824
	2 予防費	433,718	2,566	436,284	566			2,000

節		金額	説明	
区分				
8 旅 費	38	非常勤職員費用弁償	38	
12 委 託 料	913	○児童館等管理運営事業 業務委託料	319 319	
18 負担金、補助 及び交付金	4,045	○子ども子育て支援推進事業 業務委託料 補助金 交付金	4,639 594 400 3,645	
22 償還金、利子 及び割引料	17,184	○子育て世帯への臨時特別給付金事業 償還金	17,184 17,184	
22 償還金、利子 及び割引料	26,577	○低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業 償還金	26,577 26,577	
10 需 用 費	5	○生活困窮者自立支援事務 通信運搬費	2,442 29	
11 役 務 費	54	手数料 交付金	13 2,400	
18 負担金、補助 及び交付金	3,850	○物価高騰対策生活困窮者自立支援金支給事業 消耗品費 通信運搬費 手数料 交付金	1,467 5 8 4 1,450	

1 報 酬	456	○保健計画作成事業 通信運搬費	3,124 440	
8 旅 費	20	業務委託料	2,684	
11 役 務 費	440	○健康増進課庶務事務 その他非常勤職員報酬 非常勤職員費用弁償	476 456 20	
12 委 託 料	2,684	○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保交付金事業 交付金	3,000 3,000	
18 負担金、補助 及び交付金	3,000			
1 報 酬	540	○成人各種健康相談事業 消耗品費	2,000 100	
8 旅 費	26	通信運搬費	200	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

5	農林水産業費	820,641	52,318	872,959	47,978			4,340
	1 農業費	789,364	52,318	841,682	47,978			4,340
	3 農業振興費	127,091	52,318	179,409	47,978			4,340

6	商工費	1,937,847	137,883	2,075,730	104,581		6,000	27,302
	1 商工費	1,937,847	137,883	2,075,730	104,581		6,000	27,302
	1 商工総務費	76,202	17,883	94,085				17,883
	2 商工振興費	1,684,305	113,000	1,797,305	104,581			8,419
	3 観光費	49,697	7,000	56,697			6,000	1,000

9	教育費	2,174,307	2,585	2,176,892	1,955			630
	1 教育総務費	572,915	2,112	575,027	1,955			157
	2 事務局費	434,843	2,112	436,955	1,955			157
	5 社会教育費	426,418	473	426,891				473

節		説明
区分	金額	
10 需用費	100	業務委託料 100
11 役務費	200	賃借料 100
12 委託料	100	庁用器具費 △2,000
13 使用料及び賃借料	100	補助金 3,500
17 備品購入費	△2,000	○新型コロナウイルスワクチン接種事業 566
18 負担金、補助及び交付金	3,500	その他非常勤職員報酬 540
		非常勤職員費用弁償 26

10 需用費	2,660	○さくら市農産物PR事業 2,660
18 負担金、補助及び交付金	49,658	消耗品費 2,660
		○農業用機械等導入支援事業 478
		補助金 478
		○コロナ禍における農業用資材等高騰対策事業 49,180
		交付金 49,180

18 負担金、補助及び交付金	17,883	○企業誘致推進事業 17,883
		補助金 17,883
18 負担金、補助及び交付金	113,000	○原油価格・物価高騰対策事業 113,000
		交付金 113,000
18 負担金、補助及び交付金	7,000	○さくら市観光県外PR事業 7,000
		負担金 7,000

7 報償費	2,112	○非常勤講師活用事業 2,112
		報償金 2,112

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		6 公民館費	62,161	473	62,634				473

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	473	○自治公民館建設補助事業 補助金
		473 473

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(315) 362	381,258	1,258,891	774,851	2,415,000	481,079	2,896,079	
補正前	(306) 362	375,681	1,258,891	773,704	2,408,276	481,079	2,889,355	
比 較	(9) 0	5,577	0	1,147	6,724	0	6,724	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,598	34,703	20,888	883	136,787	2,265
	補正前	26,598	34,448	20,888	883	136,787	2,265
	比 較	0	255	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	36,586	311,291	186,792	17,065	0	993
	補正前	36,586	310,399	186,792	17,065	0	993
	比 較	0	892	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(311) 53	381,258	137,812	118,000	637,070	106,978	744,048	
補正前	(302) 53	375,681	137,812	116,853	630,346	106,978	737,324	
比 較	(9) 0	5,577	0	1,147	6,724	0	6,724	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	17,075	0	0	6,912	0
	補正前	0	16,820	0	0	6,912	0
	比 較	0	255	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	94,013	0	0	0	0
	補正前	0	93,121	0	0	0	0
	比 較	0	892	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
4-保健計画作成事業	3,741			令和4年度 令和6年度	3,741				3,741
4-学校給食管理事業 (4小学校調理業務委託)	179,036			令和4年度 令和7年度	179,036				179,036
4-学校給食管理事業 (氏家中学校調理業務委託)	79,530			令和4年度 令和7年度	79,530				79,530

議案第 5 号

令和 4 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,761 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 5,492 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
8 繰 入 金		
		1 一 般 会 計 繰 入 金
9 繰 越 金		
		1 繰 越 金
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
562,845	830	563,675
562,845	830	563,675
1	136,785	136,786
1	136,785	136,786
3,517,307	137,615	3,654,922

歳 出

款		項
1 総	務 費	
		1 総 務 管 理 費
6 諸	支 出 金	
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
102,613	830	103,443
66,638	830	67,468
710	136,785	137,495
710	136,785	137,495
3,517,307	137,615	3,654,922

令和4年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款			補正前の額
8 繰	入	金	562,845
9 繰	越	金	1
歳入合計			3,517,307

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
830	563,675	
136,785	136,786	
137,615	3,654,922	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
1 総	務 費	102,613	830
6 諸	支 出 金	710	136,785
歳 出 合 計		3,517,307	137,615

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
103,443				830	
137,495				136,785	
3,654,922				137,615	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	繰入金	562,845	830	563,675
	1 一般会計繰入金	562,845	830	563,675
	4 その他一般会計繰入金	103,139	830	103,969

9	繰越金	1	136,785	136,786
	1 繰越金	1	136,785	136,786
	1 繰越金	1	136,785	136,786

8 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
2 事務費繰入金	830	事務費繰入金	830

1 繰越金	136,785	前年度繰越金	136,785

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	102,613	830	103,443				830
	1	総務管理費	66,638	830	67,468				830
		1 一般管理費	66,638	830	67,468				830

6		諸支出金	710	136,785	137,495				136,785
	1	償還金及び 還付加算金	710	136,785	137,495				136,785
		2 介護給付費 返還金	7	136,785	136,792				136,785

1 総務費
(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	681	○介護保険事務 その他非常勤職員報酬 期末手当 非常勤職員費用弁償	830
3 職員手当等	137		681
			137
8 旅費	12		12

22 償還金、利子及び割引料	108,771	○介護給付費等返還金 償還金 他会計繰出金	136,785
			108,771
27 繰出金	28,014		28,014

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(11) 9	18,909	31,938	20,161	71,008	10,348	81,356	
補正前	(10) 9	18,228	31,938	20,012	70,178	10,348	80,526	
比 較	(1) 0	681	0	149	830	0	830	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	318	1,364	240	15	3,400	0
	補正前	318	1,352	240	15	3,400	0
	比 較	0	12	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	9,829	4,995	0	0	0
	補正前	0	9,692	4,995	0	0	0
	比 較	0	137	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(11) 0	18,909	0	4,518	23,427	0	23,427	
補正前	(10) 0	18,228	0	4,369	22,597	0	22,597	
比 較	(1) 0	681	0	149	830	0	830	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	774	0	0	0	0
	補正前	0	762	0	0	0	0
	比 較	0	12	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	3,744	0	0	0	0
	補正前	0	3,607	0	0	0	0
	比 較	0	137	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

議案第6号

令和4年度さくら市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度さくら市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
公共下水道水処理センター維持管理業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	750,000千円
農業集落排水水処理センター維持管理業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	35,000千円

令和4年9月1日提出

さくら市長 花塚 隆志

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の支払義務発生 予定額		左の財源内訳 営業収益
		期 間	金 額	期 間	金 額	
4-公共下水道水処理センター維持管理業務委託	750,000	-	-	令和4年度から 令和9年度まで	750,000	750,000
4-農業集落排水水処理センター維持管理業務委託	35,000	-	-	令和4年度から 令和9年度まで	35,000	35,000

議案第 7 号

令和 3 年度さくら市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度さくら市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

議案第 8 号

令和 3 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

議案第 9 号

令和 3 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度さくら市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 10 号

令和 3 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、
令和 3 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見
を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 11 号

令和 3 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度さくら市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

議案第 12 号

令和 3 年度さくら市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度さくら市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

議案第 13 号

令和 3 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度さくら市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度さくら市下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

報告第 1 号

一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の
提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定によ
り、一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書を別冊のと
おり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

報告第 2 号

株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志

報告第 3 号

令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、別冊監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	—	(13.11 %)
・連結実質赤字比率	—	(18.11 %)
・実質公債費比率	7.9%	(25.0 %)
・将来負担比率	—	(350.0 %)

2 資金不足比率

・水道事業会計	—	(20.0 %)
・下水道事業会計	—	(20.0 %)

注 1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

注 2 () 内は当市の令和 3 年度決算に係る早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

令和 4 年 9 月 1 日提出

さくら市長 花塚隆志